

茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第16号

茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築審査会条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市手数料条例(平成12年茅ヶ崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の123の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

別表第2の12の項中「19の項まで及び23の項」を「21の項まで及び25の項」に改め、同表13の項中「8の項の中欄」を「10の項の中欄」に改め、同表14の項中「9の項の中欄」を「11の項の中欄」に改め、同表15の項中「10の項の中欄」を「12の項の中欄」に改め、同表16の項中「8の項の中欄」を「10の項の中欄」に改め、同表17の項中「9の項の(2)」を「11の項の(2)」に、「9の項の中欄」を「11の項の中欄」に改め、同表18の項中「10の項の中欄」を「12の項の中欄」に改め、同表19の項中「8の項の中欄」を「10の項の中欄」に改め、同表20の項中「9の項の(2)」を「11の項の(2)」に、「9の項の中欄」を「11の項の中欄」に改め、同表21の項中「10の項の中欄」を「12の項の中欄」に改める。

(茅ヶ崎市建築審査会条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市建築審査会条例(昭和60年茅ヶ崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第2項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第2項」に改め、同条第4号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第2項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。